

# 会社法における会社の概念

～ 社団性を中心に～

岡 本 智 英 子

## 要 旨

平成17年改正前商法52条には「本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」と規定されていたが、会社法では「社団」という文字が消えた。会社法における会社が社団でなくなったわけではない。会社法においても、会社は社団である。それでは、会社法における社団とは何か。会社法における社団とは、社員を構成員とし、社団自体として対第三者・対構成員の関係を有するものである。本稿では、社団という文字が消えた経過をたどることにより、会社法における社団性について考察する。

## I はじめに

平成17年改正前商法においては、「本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」（平成17年改正前商法52条1項）、「会社ハ之ヲ法人トス」（同法54条）により、会社とは営利社団法人であると定義づけられていた。会社法では、「会社とは、法人とする。」（会社法3条）、「会社（外国会社を含む。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。」（同法5条）とあり、社団という文字は消えた。

今まで、会社の社団性については、合名会社の問題（平成17年改正前商法68条）、一人会社の問題が生じており、会社法において、合名会社の一人会社設立も容認されたことにより、社団という文字は消えたとされている<sup>1</sup>。一方、民法上の社団法人においては、一人社団法人（平成18年改正前民法68条2項2号）は容認されていたことも、会社における社団性の議論の迷走の要因であったが、民法上の社団法人についても、平成18年から劇的な変化を遂げた。

会社法において社団を削除したことについて、立法担当官の説明はない。但し、一人合名会社を認める説明として、潜在的社団の理論を用いている<sup>2</sup>。会社法における社団性について、学説においては、会社は社団であることに変わらないとするのが一般的であるが、

社団をどう解するかについては、定かではない。会社をめぐる社団の意味については、平成17年改正前商法上においても、一義的ではなかった。一人会社、合名会社において問題とされてきたところである。

本稿では、社団という文字が消えた経過をたどることにより、会社法における社団性について考察する。

## II 平成17年改正前商法52条1項の立法過程の変遷と社団の意味

会社の定義規定として、ロエスレル商法草案67条においては、「商社ハ共同シテ商業ヲ営ムカ為メニスルキノミ之ヲ設立スルヲ得」とされた。ロエスレルは、会社条例委員会商社法第2読会第2回（明治18年7月2日）では、「民事上ノ結社ハ単ニ双方間ノ契約ニ止ルモ商事上ノ会社ニ在テハ双方間ノ契約ノミニ止マラズ」とし<sup>3</sup>、民事会社と商事会社を区別していた。この草案は、明治23年商法66条に引き継がれ、「商事会社ハ共同シテ商業ヲ営ムカ為メニノミ之ヲ設立スルコトヲ得」とされ、「共同ノ文字ハ即チ是レ数人団結セサル可カラサルヲ認ムモノ」<sup>4</sup>とする。

一方、明治23年民法115条では、「会社ハ数人カ各自ニ配当ス可キ利益ヲ収ムル目的ニテ或ル物ヲ共通シテ利用スル為メ又ハ或ル事業ヲ成シ若クハ或ル職業ヲ営ムカ各社員カ定マリタル出資ヲ為シ又ハ之ヲ諾約スル契約ナリ」と規定された。その後、明治26年から開始された法典調査会により、まず民法の修正作業が行われ、民法総則の第2章に法人の規定が置かれることになり、「自然人ノ集合体ヨリ成ルモノアリ無主財産ノ集合体ヨリ成ルモノアリ前者ヲ社団法人トシテ後者ヲ財団法人トス」とされた<sup>5</sup>。社団という言葉が条文上に用いられたのは商法より先であったのである<sup>6</sup>。民法の法典調査会において初登場した際の社団の意味について、「社団ハ何ントカノ講トカ、又ハ氏子トカ云フヤウナモノガ一ノ団体ヲ為シテ一ノヤシロトカ或ハ氏神ヲ持つテ居ルモノガアリマスガ、是等ノモノヲ云フノデアリマス」<sup>7</sup>との説明がある。明治28年9月2日の法典調査会において、草案664条1項は「会社契約ハ各当事者カ共同ノ目的ヲ達スルニ必要ナル出資其他ノ事項ヲ約スルニ因リテ其効カヲ生ス」とされ、「此節ノ規定ハ法人ト見マシタ会社ニ関スル規定デナクシテ会社契約ノ規定デアリマスル即チ会社契約ヲ為シタル者ノ権利義務ヲ定メタモノデアリマス」「本案ニ於テハ後ニ説明致シマス通り会社ト云フモノヲ営利ヲ目的トスル契約ニ限ラナイコトニ到シマスカラ尚更法人デナクシテ多人数ノ組合ヲ生ズルコトニナラウト思ヒマス」と説明されている<sup>8</sup>。明治29年3月13日の衆議院民法修正案委員会において、「組合」と修正された<sup>9</sup>。

明治29年7月3日商法委員会において、「共同」ノ文字ハ全部組合ヲ為スノ意義ナリ」

と説明があり、明治23年商法66条の「共同シテ」が削除され、36条「会社ハ商行為ヲ業トスル目的ノミヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得」となり<sup>10</sup>、明治30年12月24日第1回帝国議会において40条「会社ハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テノミ設立スルコトヲ得」、明治31年5月19日第2回帝国議会において42条「本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタルモノヲ謂フ」、明治31年12月3日第13回帝国議会において、「本法ノ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」となった。モノから社団への修正について、「此ノ修正ハ単ニ文字ニ止リ意味ニ於テハ更ニ異ナルコトナシ」<sup>11</sup>と梅委員の説明がある。

これらの経緯から、明治32年商法立法当時、社団と組合の文字が同意義に用いられている<sup>12</sup>、ここにいう「社団」とは、「人ノ団体」であって、「財団」と区別されるだけに意味があるにすぎず、いわゆる「組合」との区別は問題にならないのである<sup>13</sup>、「社団」には、単に人的結合という意味しかなかった<sup>14</sup>と理解されている。

確かに、民法制定当時は、「組合」と「会社」とは同義語であったようで、梅謙次郎博士は「茲ニ規定セルモノハ従来多ク之ヲ会社ト云ヘリ。故ニ始メ政府案ニハ之ヲ会社ト称セシモ衆議院ニ於テ之ヲ組合ト改メタリ。余ハ殆ト其何ノ故タルカヲ知ルコト能ハズ…」と説明している<sup>15</sup>経緯を見る限りでは、このような理解につながるが、「数人団結セサル可カラザルヲ認ムモノ」を指す「共同シテ」という文字を、組合と区別するために削除したが、財団と区別するために、自然人の集合体である社団という文字を入れたと考えられる。

ロエスレルは、双方間の契約に止まる会社と、双方間の契約に止まらない会社があることを主張し、後者の会社を共同して商業を営む為にのみ設立することができるとし、商事会社とした。ロエスレルは、商事会社が法人であるかについては、「会社ヲ以テ法律上一箇独立ノモノと視做ス然レドモ真成ナル意義ニ於テノ無形人ト断言スルナシ」としているように、法人であるか否かについては明らかではないが、契約に止まらない会社は法人格と結びつけている。民法典の立法作業において、法人の項が立てられ、法人には社団法人と財団法人があるとされ、民法典上の契約の一種として定められた「会社」は、会社契約を行った者の権利義務を定めたものであり、法人ではないので、組合とされた（明治29年3月13日の衆議院民法修正案委員会）。ロエスレルがいう前者の会社、つまり双方間の契約に止まる会社のことであり、ここにロエスレルの主張が明確に民法典に宿ることになったのである。明治23年商法を修正する法典調査会にて、ロエスレル草案67条、そしてそれを引き継いだ明治23年商法66条の「共同シテ」と、民法草案664条の「共同ノ目的」が問題となり、「共同」ノ文字ハ全部組合ヲ為すノ意義ナリ」と説明され<sup>16</sup>、明治23年商法66条の「共同シテ」が削除され、第36条「会社ハ商行為ヲ業トスル目的ノミヲ以テ之ヲ設立ス

ルコトヲ得」となり、民法起草委員でもあり商法起草委員でもある梅博士は、「共同シテ」を削除することに反対をした<sup>17</sup>。36条は、次に40条として「会社ハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テノミ設立スルコトヲ得」となり<sup>18</sup>、さらに42条「本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタルモノヲ謂フ」となり、明治32年に貴族院に提出された修正案の土壇場において、「本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」となり、商法上においても「社団」という文字が登場したのである。

ロエスレルの二つの会社の種類を混同してはならないという主張が、商法上の会社と民法上の組合の区別につながり、梅博士は商法上の会社の定義に「共同ナル」を削除する案に反対し、結局「共同ナル」は、「社団」に置き換えられ、ロエスレルが考えた商法上の会社と同質のものになったと考えられる。「組合又ハ会社ナル文字ハ従来団体ヲ意味セルコト多シト雖モ本節ノ標題ニ於テハ其団体ヲ創設スル契約ノ意味ヲ以テ組合ナル文字ヲ用ヒタリ」という梅博士の説明があるように、梅博士は、ロエスレルが主張した「双方間の契約に止まる会社」と「双方間の契約に止まらない会社」の区別を意識され、会社も組合も、団体という意味では同じだけれども、その意味に止まらず、団体の形成の仕方の違いも含んでいるとされているのではないか。組合が、団体を創設する契約の意味があるとするならば、会社の団体性を表す社団についても、団体を表すだけでなく、社団は団体を創設する契約によって生じるものではないという意味があることになる。社団とは、人の集まりという団体を表すだけの意味ではなく、契約によって団体を創設する団体ではないという意味があるのである。契約によって団体を創設する団体ではないとはどういうことなのか<sup>19</sup>。単一の団体性を志向するところに特質があり、その結合体は、各構成員を超えた独立の存在となるということである人数のみが社団成立の基礎をなすものと認められず、複数人間がいかなる結合をなさんとするかの意思と方法とが、社団であるか否かを決定するのである<sup>20</sup>。社団とはそれ自体として対第三者・対構成員の関係を有しうるものである<sup>21</sup>。社団を形成するというのは、共同事業をなさんとするものが、直接に（共同して）第三者と取引をなさずに、これを団体と構成員との関係ならびに団体と第三者との関係に構成し、したがって社会的実体として団体が第三者と取引をなし、かつ第三者に対し責任を負うものとするのである<sup>22</sup>。構成員を離れた独立の社会的活動の源泉たる組織体があるか否かが社団の存否を定める鍵である<sup>23</sup>。

梅博士は、社団法人は「二人以上ノ共同行為ニ因リテ設立シ且設立者其他ノ人格者カ法人ノ構成分子ヲ成スモノ」という説明<sup>24</sup>され、この説明が、社団とは人の集まりに過ぎないという理解につながるのであるが、後半が組合との違いを示していると考えられる。

平成17年改正前商法52条の社団とは、広く人の団体を意味するとする説<sup>25</sup>と、組合と区

別された意味での社団であるとする説<sup>26</sup>に分かれることになる。

この違いは、法人格の問題が関係する。

法人格の付与は団体の外部に対する立法政策上の問題に過ぎない<sup>27</sup>、社団の形成ということと、法人格の取得ということとは、本来は別異のことがらに属し、法人格の取得ということは、社団形成という社会的技術を、法形式の面において整序する法技術であって、その内容は法定された条件の選択ということである<sup>28</sup>、社団法人の制度は、現実に右のような構造をもつところの団体（社団）に法人格を附与することを本来の趣旨としていることは疑いがなく、しかし、社会学的意味における社団が必ずしも法人格を取得するわけでもないし、また社会学的意味における社団とは異なるものが社団法人となることもある<sup>29</sup>、社団の概念は、法人性と離れて存在するのである<sup>30</sup>とする説と、設立された団体において、法律上組合員間の関係しか存在しないか、団体対社員の関係しか存在しないかは、まさに、団体が構成員とは別個の「法人格」を有することの帰結であるとみるべきであろう<sup>31</sup>とする説の違いである。

この違いは、新会社法における社団についても、生じている。

このように社団の意味について、見解が異なるのであるが、平成17年改正前商法における社団とは、少なくとも、人の集まりであることに異論はなかったわけであるが、一人会社との問題で、その後、人の集まりという意味にも疑問が呈されることになるのである。

### Ⅲ 一人会社の存続・設立の容認の変遷

#### (1) 昭和13年改正

昭和13年改正前においては、株式会社以外の会社は、「社員一人ト為リタルコト」を法定の解散事由としており（平成17年改正前商法94条、147条）、株式会社においては、「株主ガ7人未満ニ減シタルコト」（昭和13年改正前商法221条3号）とされており、一人会社として存続することはできないとされていたが、一人会社の存続だけでなく、設立を容認する見解が既に存在していた<sup>32</sup>。

昭和13年改正により、株式会社において、「株主ガ7人未満ニ減シタルコト」を削除した（平成17年改正前商法404条）。削除の理由について、「事実上或一会社又は一個人が会社株式の全部を所有する一人会社は相当多数存在している。此場合に於ては名義上他の数人の株主を設け、其株券に白紙委任状を附して自己の手に納めて置くのである。既に此の如き一人会社の事実上の存在あり、且之を認むる実用ありとすれば7人の株主を会社存続の要件とすることを廃するを可とし而も之に代はるべき規定を設くる必要はないのである。」<sup>33</sup>とする。ここにおいて、株式会社の一人会社の存続が容認されたのである。一方、

昭和13年により新たに立法された有限会社法においても69条1項5号において、法定の解散事由とされたので、株式会社の物的会社の性質ではなく、株式の譲渡性の性質から、一人会社の存続が容認されたのである。

## (2) 平成2年改正

平成2年改正前商法165条では、「株式会社ノ設立ニハ7人以上ノ発起人アルコトヲ要ス」とあったが、平成2年の改正において、165条は、「株式会社ヲ設立スルニハ発起人定款ヲ作ルコトヲ要ス」となり、株式会社の一人会社の設立が容認されたのである。有限会社において69条1項5号が削除され、有限会社においても、一人会社の設立が容認されたのである。

会社の社団性との問題は、いわゆる潜在的社団の理論で克服されるという立法官の説明があるが<sup>34</sup>、潜在的社団性は会社の設立による社団の形成を前提とするものであり、その大前提が欠けている場合に、なお潜在的社団性があるといえるかどうかは、多に問題があり、さらに有限会社においても一人会社の設立と存続が認められたことは、株式会社の特殊性としての潜在的社団性をもってしては説明がつかず、物的会社の人的会社に対する特殊性をもってこれを根拠づけなければならないという、いわば、理念の変化をもたらすものとしてとらえなければならない<sup>35</sup>。

一人会社は、本来社団法人として出発した会社の変態的経過であって、当初から一人会社を設立することが認められず、有限責任の個人企業を認めることの可否は立法政策上の問題であるが、これを認めたとしても、会社、特に株式会社の観念の中には入れる必要はなく、なぜなら、個人財産の独立化のために、複数の株式を発行する必要はないからである<sup>36</sup>。

## (3) 平成11年改正

一人会社には、株主が自然人である場合と法人である場合があり、前者の場合はいわゆる個人企業の法人成りの問題であったが、一方で、大企業が完全子会社の形で運営するという社会的要請があり、平成11年改正は、後者の場合であり、完全親子会社関係を創設する株式交換・株式移転行為を新設したのである。

## (4) 平成17年会社法

株式会社と有限会社の一人会社の存続と設立が容認されている現状において、人的会社の一人会社の問題が、会社法を立法する際に検討された。会社法で新設された合同会社は、有限責任であるから、同様に一人会社へのニーズがあり、合名会社には、そうしたニーズ

はないものの、社員が一名になると当然に解散になるのも不都合であり、合資会社も、無限責任社員1名となった場合に合名会社になることに格別の問題はなく（会社法640条2項）、有限責任社員一名となった場合に解散せず合同会社に種類変更を認めることも、一定の措置（会社法640条2項）を義務づければ格別の不都合はないとし、会社法は、同法制定前の規律と異なり、持分会社の社員が一名になることを法定解散事由とする規定を設けず（会社法641条4号）、一人会社の設立・存続を許容したのである<sup>37</sup>。

株式会社については、従来から潜在的社団の理論等により一人株式会社が許容されており、かつ、平成2年の改正により、設立時から一人株主であることが認められており（商法404条参照）、潜在的社団の理論は、株式の売却を行うことによっていつでも株主が複数になる可能性が確保されていること等を実質的理由とするものであるが、合名会社の社員の持分についても、その一部を譲渡することにより社員が複数になる可能性が確保されていることには変わりがないともい得、また、実務的にも、他の社員の死亡等により社員が一人となった場合に、ただちに解散するという不都合がある<sup>38</sup>という理由からである。

#### IV おわりに

社団の意味について、平成17年改正前商法52条においても異なる見解が存在していたのであるが、少なくとも、人の集まりであることに異論はなかったわけである。一人会社との問題で、その後、人の集まりという意味にも疑問が呈され、以上、考察してきたとおり、人の集まりとしての社団の意味は、一人会社の設立・存続を容認してきた改正の下で、崩壊しており、会社法において合名会社の一人会社の設立・存続を容認した時点において、人の集まりとしての社団という言葉は消えるしかなかったといえる。

会社法のもとでの会社についても、平成17年改正前商法のもとでの社団性は妥当する<sup>39</sup>、財団ではないという意味での社団概念はなおも有用とされ続けている<sup>40</sup>、すべてに通有する会社の実体を求めるとすれば、出資者である社員を構成員（所有者）とする組織体である<sup>41</sup>、人の集合体であるというとき複数人がいる必要はない（法人の種類によって異なる）と考えることになる<sup>42</sup>、社団を「人の結合」であると解しても、潜在的社団性があるということが出来る<sup>43</sup>、社団は、財団と対比して人の集まりを指し、その中で組合と対比して機関の備わる団体を意味し、持分会社においてもあえていうなら、潜在的社団性はあるといえるが、一人会社にどこまで適用されるかは重要な問題であるが、抽象的に会社が社団かどうかを議論する意味は乏しい<sup>44</sup>とされている。

ここで、再度、平成17年改正前商法52条の立法の過程を確認しておきたい。社団法人とは、「二人以上ノ共同行為ノ因リテ設立シ且設立者其他ノ人格者カ法人ノ構成分子ヲ成ス

モノ」であり、前者の意味は度重なる一人会社の設立・存続の容認、完全子会社の創設により崩壊してしまったが、後者の意味は残るのである。設立者その他の人格者が法人の構成分子を成すということは、ただ構成員がいるということでは構成員と法人の関係がわからないことになり、団体と構成員の関係、団体と第三者の関係を意味することになるのである。

平成17年改正前商法において、一人会社は、株式会社においては、設立においても存続においても認められ、完全子会社を創設する株式交換・株式移転行為も新設された。そして、会社法においては、一人合名会社も許容されるに至り、もはや一人会社は例外とは言えず、人の集まりという意味において、社団という文字は消えるしかなかったのである。しかし、団体と構成員の関係、団体と第三者の関係を表しているという意味においては、依然として変わらないのである。

それでは、会社法における会社の性質である社団とは何なのか。社団というからには、団体を示すことになるが、一人の団体を認めているので、その意味においては、反することになるが、民法上の社団法人では、一人社団法人が認められていたのであるから（平成18年改正前民法68条2項2号）、社団とは人の集まりという意味の団体とするのではなく、人を構成員とする組織体ととらえても不都合はないのではないか。

人を構成員とする組織体とすると、組合との区別が問題となるが、人を構成員とする組織体であっても、組織体がそれ自体として対第三者・対構成員の関係を有するものが社団である。社団の形成と法人格の取得は、本来別異のことがらに属し、社団形成という社会的技術を、法形式の面において整序する法技術である<sup>45</sup>。

社団性と法人格が結びつき、社団が権利・義務の主体になり、社団の意思に基づいて法律行為を行う。社団が行う法律行為は、意思表示だけでは成立せず、一つの法律行為の中に、構成員・第三者を保護するためのものが組み込まれているのである。会社法上の法律行為の効力を争う場面においても、対世効（会社法838条）が認められているのも会社の社団性に由来するものである。

会社法における会社の社団性とは、人を構成員とする組織体であって、その組織体それ自体が対第三者・対構成員に関係を有するものである。たとえ、社団という文字がなくても、会社法は、この性質を元に規定されているので、問題はないと言えば問題はないが、会社の性質として、社団という文字を規定しておくべきであると考ええる。

問題を解決するものは、単なる定義的条文だけではなく、株式会社全体の構造とこの制度の理念とであり、株式会社の本質的構造について、問題は、単なる概念法学的論議に尽きるものではなく、それは、概念の整理を求める学的体系の要求から出たものであるばかりでなく、制度の基本的構造を理解することによって、各条文の解釈と適用ならびに立法



の改善に指針を与える性質のものである<sup>46</sup>。ある種類の社団における成員の地位をいかに強化ないし弱化するかは、一般社団法および特殊社団法の理念と政策により変遷するが、それにもかかわらずそれは依然社団法自体の問題にはかならない<sup>47</sup>。社団が行う法律行為は、意思表示だけでは成立せず、一つの法律行為の中に、構成員・第三者を保護するためのもので組み込まれているのであり、社団性が曖昧になると、社団における構成員の地位が曖昧なものになり、社団法上の法律行為の効力を争う場面においても、問題を生じることになると考える。

#### 注

- 1 江頭憲治郎『株式会社法（第3版）』（有斐閣，2009年）24頁。
- 2 法務省民事局参事官室「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」別冊商事法務271号（商事法務，2004年）139頁。
- 3 「会社条例編纂委員会 商社法第2読会会議筆記」『日本近代立法資料叢書17』（商事法務研究会，1985年）7頁。
- 4 岸本辰雄『商法正義第2巻』（新法註釈会，1891年）6丁。
- 5 「法典調査会 民法主査会議事速記録」『日本近代立法資料叢書13』（商事法務研究会，1988年）391頁。
- 6 藤田祥子「法典編纂期における会社の概念」『近代企業法の形成と展開 奥島孝康教授還暦記念 第2巻』（成文堂，1999年）133頁。
- 7 「法典調査会 民法主査会議事録」・前掲注5・401頁。
- 8 「法典調査会 民法議事速記録4」『日本近代立法資料叢書4』（商事法務研究会，1984年）822頁。
- 9 広中俊雄編著『第9回帝国議会の民法審議』（有斐閣，1986年）242頁。
- 10 「法典調査会 商法委員会議事要録」『日本近代立法資料叢書19』（商事法務研究会，1985年）60頁。
- 11 「法典調査会 商法整理会議事録」『日本近代立法資料叢書20』（商事法務研究会，1985年）41頁。
- 12 松田二郎「人的会社の組合性 人的会社に対する社団的理論構成の否認」法曹会雑誌第13巻1号（1935年）7頁。
- 13 星野英一「いわゆる「権利能力なき社団」について」法学協会雑誌84巻9号（1967年）1152頁。
- 14 江頭・前掲注1・25頁，松田二郎『株式会社の基礎理論』（岩波書店，1942年）91頁，藤田・前掲注6・137頁。
- 15 梅謙次郎『民法要義巻之三（訂正増補第30版）』（有斐閣書房，1910年）781頁，福地俊雄『注釈民法（17）債権（8）』（有斐閣，1969年）2頁。
- 16 「法典調査会 商法委員会議事録」・前掲注10・60頁。
- 17 「法典調査会 商法委員会議事録」・前掲注10・61頁。
- 18 志田鉦太郎『日本商法論巻之二』（有斐閣書房，1900年）26頁。
- 19 我妻先生は、「社団は、社会関係において、団体が全一体として現われ、その構成分子たる個人が全く重要性を失っているものである。組合は団体であるが、社会関係における全一体と

しての色彩が比較的淡く、その構成員個人の色彩が強く現れるものである。」とされる（我妻栄『新訂民法総則』（岩波書店、1965年）128頁）。

- 20 西原寛一「株式会社の社団法人性」『株式会社法講座』第1巻（有斐閣、1955年）37頁、76頁。
- 21 倉澤康一郎「営利社団法人の意義」『会社法の論理』（中央経済社、1979年）13頁。
- 22 倉澤・前掲注21・18頁。
- 23 津田利治「一人会社について（一）」法学研究20巻3号（昭和22年）16頁。
- 24 梅謙次郎『民法要義巻之一（訂正増補）』（有斐閣書房、1907年）78頁。
- 25 松田二郎『会社法概論』（岩波書店、1968年）15頁。
- 26 松本丞治『日本会社法論』（巖松堂書店、1929年）23頁、34頁、487頁。
- 27 松田二郎「人的会社の組合性 人的会社に対する社団的理論構成の否認（2・完）」法曹会雑誌第13巻2号（1935年）41頁。
- 28 倉澤・前掲注21・16頁。
- 29 川島武宣『民法総則』（有斐閣、1965年）99頁。
- 30 西原・前掲注20・37頁。権利能力なき社団、民法34条でも、すべての社団を法人とはしないので、公益および非営利の目的と主務官庁の許可とを法人格取得の前提条件としているとする。
- 31 星野・前掲注13・1158頁。
- 32 単独社員を以て組織する人的法人、即ち、所謂一人法人、若くは、一人会社なるものは、少くとも、觀念上に於ては、到底、否認することも出来ないものであり、従て、立法上の都合次第で、或は、思ひ切つて、初めから単独社員より成立つ人的法人の成立を認めても、何の不思議もなく、何の不都合もないものと論断せざるを得ない（乾政彦「単独社員の法人」法学協会雑誌45巻8号（1927年）37頁）。
- 33 松本丞治「商法改正要綱解説」法学協会雑誌50巻2号（1932年）126頁。
- 34 大谷禎男「会社法改正作業の最近の動向について(1)」企業会計38巻8号（1986年）5頁。
- 35 倉澤康一郎「一人会社設立の法認の意義」企業会計43巻5号（1991年）106頁。
- 36 西原・前掲注20・75頁。
- 37 法制審議会会社法（現代化関係）部会「会社法制の現代化に関する要綱試案」・前掲注2・106頁。
- 38 法務省民事局参事官室「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」・前掲注2・139頁。
- 39 前田庸『会社法入門（第12版）』（有斐閣、2009年）25頁。
- 40 浜田道代「会社の法的概念」『キーワードで読む会社法（第2版）』（有斐閣、2006年）3頁。
- 41 宮島司『新会社法エッセンス（第3版補正版）』（弘文堂、2010年）6頁、江頭憲治郎「会社の社団性と法人性」『会社法の争点』（有斐閣、2009年）9頁。
- 42 伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征著『会社法』（有斐閣、2009年）12頁（大杉執筆）。
- 43 弥永真生『リーガルマインド（第12版）』（有斐閣、2009年）7頁。
- 44 龍田節『会社法大要』（有斐閣、2007年）54頁。
- 45 倉澤・前掲注21・16頁。
- 46 西原・前掲注20・34頁。
- 47 西原・前掲注20・49頁～50頁。